

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 30 日

各都道府県税務担当課 } 御中  
各都道府県市町村担当課 }

総務省自治税務局企画課

地方税の滞納整理事務における「郵便転送情報の取扱い」について（情報提供）  
（令和 3 年地方分権改革提案事項）

令和 3 年地方分権改革における提案事項のうち「国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること」については、令和 3 年 12 月 21 日の閣議決定において、その対応を「地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請（地方税法 20 条の 11（同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。）」として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、郵便法 8 条 2 項に定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る守秘義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和 4 年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされました。

この閣議決定を受け、令和 4 年 7 月 29 日に、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 2 号）の解説」が改訂され、徴税吏員が、地方税法第 20 条の 11 又は国税徴収法第 146 条の 2 の規定に基づき行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会する場合には、当該滞納者の同意を得ることなく転居届に係る情報を提供することが可能であると整理されておりますので、情報提供いたします。

郵便転送情報の具体的な提供依頼手続きについては、下記をご参照ください。

各都道府県市町村担当課におかれましては、本事務連絡について、貴都道府県内の市区町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 提供依頼先

各地域の郵便局（転送元住所の配達を受け持つ郵便局）

※配達を受け持つ郵便局は日本郵便ホームページを参照してください。

<<https://www.post.japanpost.jp/zipcode/dl/bangobo/>>

（日本郵便トップ > 郵便番号検索 > 郵便番号データダウンロード

- ＞ 郵便番号簿 PDF（2022 年度版） ＞ ダウンロード ＞ 表紙等付属資料
- ＞ ダウンロードファイル内 p15～23 郵便区番号一覧）

## 2. 照会様式

別添 1「照会書の様式例」及び別添 2「照会書の様式例（解説）」に沿った内容としてください。

なお、旧住所を担当する郵便局が同一である場合に限り、対象者名簿を添付することにより、複数の対象者を 1 枚の照会書によって照会することが可能です。

## 3. 日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の期限

転居届届出日から 3 年間

## 4. 提供開始時期

令和 5 年 6 月 1 日から（予定）

## 5. 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」についての問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 郵便課 03-5253-5111

## 6. 参考資料

別添 1 照会書の様式例

別添 2 照会書の様式例（解説）

別添 3 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 2 号）及び郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 2 号）の解説（関係部分抜粋）

### （その他関係情報）

○総務省ホームページ「郵便事業分野における個人情報保護について」

<[https://www.soumu.go.jp/yusei/kojin\\_hogo.html](https://www.soumu.go.jp/yusei/kojin_hogo.html)>

○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 2 号）本文

<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000803583.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000803583.pdf)>

○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 2 号）の解説

<[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000803585.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000803585.pdf)>

## 照会書の様式例（解説）

〔ポイント②〕  
旧住所地を管轄している郵便局宛となっている。

日本郵便株式会社  
〇〇郵便局長 様

〔ポイント①〕  
文書番号を記載している。  
（正式文書であることが明確）

〇〇 第〇〇〇 号  
令和 5 年 XX 月 XX 日

〔ポイント③〕  
照会者の名称等を記載している。  
職印または公印を押印している。  
（押印省略の場合はその旨を記載）

〇〇 〇〇 〇〇

地方税法第 20 条の 11（又は国税徴収法第 146 条の 2）に基づく情報の提供について（依頼）

〔ポイント④〕  
根拠となる法令名称及び条項を記載している。

地方税法第 20 条の 11（又は国税徴収法第 146 条の 2）の規定に基づき、下記のとおり情報提供を求めます。

1. 提供を求める情報

〔ポイント⑤〕

- ・転送先の情報を照会している。
- ・照会対象住所及び対象者を特定している。
- ・個別の郵便物に紐づく転居情報の照会となっていない。

次の(1)に居住していた(2)が、(1)から転出するために日本郵便株式会社に提出した転居届に記載された新住所（本依頼による確認時点のもの）。

(1) 〇〇県〇〇市〇〇町 X 丁目 X 番 XX 号  
(2) XX XX

2. 提供を求める理由

〔ポイント⑥〕

- ・情報を求める具体的な理由について記載している。
- ・情報を入手する代替手段がないことを記載している。
- ・滞納者の所在の確認を目的とする照会となっている。
- ・ガイドライン解説の事例に該当する照会であることを記載している。

項番 1 の者は、住民登録住所において居住実態が認められないため、住民票を異動することなく転居している可能性があり、所在の把握が困難となっています。

本人の実際の居住地を把握することで、円滑な滞納整理事務の遂行が可能となるため、転居届に係る情報の提供を求めるものです。

なお、公簿による調査等によっても項番 1 の情報を取得することは出来ず、代替手段はありません。

おって、本照会は「郵便事業分野における個人情報保護ガイドラインの解説」に定める【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】に該当するものです。

〔ポイント⑦〕  
照会担当者の連絡先（住所・電話番号等）を記載している。

問い合わせ先

〇〇〇〇〇 総務部  
収納対策課 徴収担当（XXXX）  
住所 〇〇市〇〇町 X-X-X  
電話 XXX-XXX-XXXX

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン  
(令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号) 及び  
郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン  
(令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号) の解説 (関係部分抜粋)

○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン (令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号) (関係部分抜粋)

(第三者提供の制限)

第十五条 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき (個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 当該事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき (当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (当該事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき (当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第七条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの) にあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第十七条第一項第一号、第十八条第一項第一号、第十九条第五項第三号及び第二十条第一項第一号において同じ。) の氏名

- 二 第三者への提供を利用目的とすること。
  - 三 第三者に提供される個人データの項目
  - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
  - 五 第三者への提供の方法
  - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
  - 七 本人の求めを受け付ける方法
  - 八 第三者に提供される個人データの更新の方法
  - 九 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日3 事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 3 事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
  - 4 前二項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。
    - 一 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
    - 二 本人が第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
  - 5 第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
    - 一 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
    - 二 規則別記様式第二（第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、規則別記様式第三）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出する方法
  - 6 事業者が、代理人によって第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、規則別記様式第四によるその権限を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
  - 7 事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。
    - 一 第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項
    - 二 第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の第二項各号に掲げる事項
    - 三 第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨
  - 8 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
    - 一 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託す

ることに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

9 事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第八条その他の関連規定を遵守しなければならない。

#### ○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号）の解説（関係部分抜粋）

##### 3-7-4 第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外（第15条第10項関係）

###### 第15条（第10項）

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

第10項は、第1項から第9項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項等）がなされた場合など、第15条第1項各号の規定に該当する場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密（※1）については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる（※2）。

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】（※3）

事例 1) 地方公共団体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の2点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、当該所有者等の同意

を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。

- ① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等を実施させるためにその連絡先を把握する必要があること
- ② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと

事例 2) 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を地方公共団体等に提供する場合。

事例 3) 徴収職員又は徴税吏員が、国徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。

事例 4) 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合。

なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。

- (※1) 郵便に関して知り得た他人の秘密に係る個人情報に関する従業者の義務については、3-4-4（従業者の義務）を参照のこと。
- (※2) 個人データの第三者への提供の原則については、3-7-1（第三者提供の制限の原則）を参照のこと。
- (※3) 第15条第1項との関係では、事例1、事例3及び事例4は、第15条第1項第1号に該当し、また、事例2は、第15条第1項第2号に該当するため、個人データの第三者への提供に際して、本人の同意は不要である。

以上